

令和 8 年 9 月 1 日
総 合 政 策 局**「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の
施行期日を定める政令」を閣議決定**

本年 6 月 10 日に公布された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 35 号）の施行期日を定める政令が、本日、閣議決定されました。

1. 背 景

地域の輸送資源のフル活用、共同化・協業化等を推進することで、「交通空白」等を解消し、持続可能な地域公共交通の実現を図るための「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 35 号。以下「改正法」という。）が、本年 6 月 10 日に公布されました。

今般、同法の施行期日を定めるための政令を制定します。

2. 概 要

改正法の施行期日を令和 8 年 10 月 16 日（金）とします。

3. スケジュール

公 布：令和 8 年 9 月 4 日（金）

改正法の施行：令和 8 年 10 月 16 日（金）

【問い合わせ先】

総合政策局 地域交通課 荒川、加藤

TEL: 03-5253-8111 (内線 54-808、54-815) 03-5253-8987 (直通)